



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ロ コ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 田 中 裕 輔
(コード番号：3558 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 デ ィ レ ク タ ー 田 村 淳
(TEL：03-5465-8022)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の第 7 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 29 年 5 月 26 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、第 7 回定時株主総会の議決権の基準日は当社が東京証券取引所マザーズ市場に上場する前の平成 29 年 2 月末日となります。

また、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の経緯及び目的

当社は、事業活動を通じ企業価値の継続的な向上を実現するために機動的な経営判断が重要であり、また一方で経営の健全性と透明性を維持する体制の構築も重要と認識しております。当社は平成 28 年 8 月に経営判断の場面における独立的な立場からの意見反映を目的に、独立性のある社外取締役を選任しコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。また、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化のため監査等委員会設置会社への移行を継続的に検討しておりました。このような状況の下で当社監査役より辞任の意向を受け、ガバナンス体制の見直しを行った結果、監査等委員会設置会社へ移行することにより、業務執行に係る意思決定の迅速化を図りつつ、監査等委員会による業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を通じた透明性の高い経営が実現できるものと判断しました。

移行後の取締役会の構成は6名となりますが、業務執行取締役3名と監査等委員である取締役3名（全て社外取締役）の体制となる予定であり、取締役会に占める業務執行取締役はその過半数を満たしておらず、従来よりも監視・監督機能の強化が図られています。なお、常勤の監査等委員はおりませんが、移行前の社外監査役が監査等委員会委員長に就任予定であり、監査等委員会委員長と内部補助者及び内部監査との連携を図る事により、監査役会設置会社と同様の監査・監督の実効性を確保してまいります。

（2）移行の時期

平成29年5月26日開催予定の第7回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

（1）定款変更の目的

- ① 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

（2）定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

（3）日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成29年5月26日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成29年5月26日（予定） |

以 上

(下線は変更部分です)

| 現行定款 | 改定案 |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>《新設》</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (1) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>《削除》</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (1) 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) は、9名以内とする。</p> <p>(2) 当社の<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条</p> |

| 現行定款 | 改定案 |
|---|---|
| <p>(1) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>《新設》</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>《新設》</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>《新設》</p> | <p>(1) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(4) <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 21 条 (現行通り)</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第 22 条</p> <p><u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 改定案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>《新設》</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 24 条</p> <p>(1) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>第 23 条 (条文省略)</p> | <p>第 25 条 (現行通り)</p> |
| <p>《新設》</p> | <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>第 24 条 (条文省略)</p> | <p>第 27 条 (現行通り)</p> |
| <p>《新設》</p> | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 28 条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会におい</u></p> |

| 現行定款 | 改定案 |
|---|---|
| <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の、職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条（条文省略）</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 27 条</p> <p><u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 28 条</p> <p><u>(1) 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 29 条</p> <p><u>(1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 30 条</p> | <p><u>て定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の、職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 30 条（現行通り）</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> |

| 現行定款 | 改定案 |
|--|---|
| <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 31 条</u></p> <p><u>(1) 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 32 条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 33 条</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 34 条</u></p> <p><u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> | <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> |

| 現行定款 | 改定案 |
|---|--|
| <p>第6章 会計監査人 第35条～第36条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、取締役会において監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第38条～第41条（条文省略）</p> <p>《新設》</p> | <p>第5章 会計監査人 第31条～第32条（現行通り）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、取締役会において監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第6章 計算 第34条～第37条（現行通り）</p> <p>附則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>(1) 当社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 第7回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p> |